

平成29年2月定例会 文教厚生委員会（付託）

平成29年3月1日（水）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

眞貝委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、追加提出議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしく願いいたします。

【追加提出議案】（資料①）

- 議案第52号 平成28年度徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第64号 平成28年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

- 県指定文化財の指定について（資料②）

美馬教育長

教育委員会関係の提出議案等につきまして、御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、平成28年度一般会計・特別会計補正予算案でございます。

それでは、お手元の文教厚生委員会説明資料（その3）の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総括表でございます。

教育委員会全体の一般会計補正予算額といたしまして、表の最下段の計欄に記載のとおり、26億1,145万8,000円の減額をお願いいたしております。この結果、平成28年度一般会計の予算総額は、817億3,580万9,000円となっております。

なお、各課別の補正額及び財源内訳につきましては、表に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

特別会計でございますが、学校教育課所管の奨学金貸付金特別会計におきまして、高校生等に対する奨学金の貸与見込額の決定等に伴い、1億3,765万1,000円の減額補正をお願いいたしております。

3ページを御覧ください。

課別主要事項でございますが、その主なものにつきまして、順次、御説明を申し上げます。

す。

まず、教育政策課でございますが、事務局、県立学校に配置いたしました臨時職員及び非常勤職員の人件費の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で461万5,000円の減額補正をお願いいたしております。

4ページをお開きください。

施設整備課でございますが、高等学校費の学校建設費、①の高校施設整備事業費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で2億8,952万1,000円の減額補正をお願いいたしております。

5ページを御覧ください。

教育創生課でございますが、高等学校総務費の①の入学学力検査費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で56万7,000円の減額補正をお願いいたしております。

6ページをお開きください。

教職員課でございますが、事務局、小・中・高等学校、特別支援学校の教職員給与費及び旅費の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で18億6,426万4,000円の減額補正をお願いいたしております。

7ページを御覧ください。

福利厚生課でございますが、教職員人事費の①の退職手当におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で2億5,069万3,000円の減額補正をお願いいたしております。

8ページをお開きください。

学校教育課でございますが、事務局費の①の管理運営費におきまして、高等学校等就学支援金の所要見込額が決定したこと、教育指導費の③の学校教育振興費におきまして、各種事業の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1億6,608万6,000円の減額補正をお願いいたしております。

9ページを御覧ください。

奨学金貸付金特別会計の①の奨学金貸付金におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1億3,765万1,000円の減額補正をお願いいたしております。

10ページをお開きください。

特別支援教育課でございますが、教育指導費の①の特別支援教育振興費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で115万7,000円の減額補正をお願いいたしております。

11ページを御覧ください。

人権教育課でございますが、教育指導費の①の生徒指導費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で331万8,000円の減額補正をお願いいたしております。

12ページをお開きください。

体育学校安全課でございますが、保健体育総務費の②の学校安全管理指導費におきまして、災害共済給付金の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1,614万7,000円の

減額補正をお願いいたしております。

13ページを御覧ください。

生涯学習課でございますが、社会教育総務費の③の青少年教育費におきまして、放課後子供教室推進事業など各種事業の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で695万8,000円の減額補正をお願いいたしております。

14ページをお開きください。

教育文化課でございますが、文化及び文化財費の③の埋蔵文化財総合センター管理運営費におきまして、国等からの、埋蔵文化財発掘調査受託事業の額が決定したことなどに伴い、総額で1,592万9,000円の減額補正をお願いいたしております。

15ページを御覧ください。

最後に、文化の森振興本部でございますが、博物館、文書館等に配置いたしました臨時職員及び非常勤職員の人件費の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で779万7,000円の増額補正をお願いいたしております。

16ページをお開きください。

繰越明許費の追加でございます。

生涯学習課における、青少年教育費では、放課後子供教室推進事業におきまして、繰越予定額750万円を、少年自然の家管理運営費では、牟岐少年自然の家管理運営費におきまして、繰越予定額71万円をお願いするものでございます。

次に、繰越明許費の変更についてでございます。

2月定例会の開会日におきまして、先議で御承認を頂きました事業のうち、繰越予定額の変更を要する事業について記載いたしております。

施設整備課及び教育創生課の3事業につきまして、翌年度繰越予定額の補正後欄、最下段に記載のとおり、15億7,591万2,000円をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、提出案件の御説明を終わらせていただきます。

続きまして、1点、御報告をさせていただきます。

県指定有形文化財並びに県指定史跡の指定についてでございます。

1月30日、県文化財保護審議会から、県指定にふさわしいとの答申が提出され、2月10日の定例教育委員会で、指定が認められました。

お手元の資料1を御覧ください。

まず、有形文化財につきまして、徳島市国府町の井戸寺に伝わる、真言宗小野流相承祖師像でございます。

本物件は、1幅の絵画に弘法大師を含む25人の僧侶を描き、真言宗二大流派の一つである小野流の僧侶の系譜を示しております。作者は不明ですが、作風から14世紀、南北朝時代の作と考えられます。真言宗において、複数の僧侶を1幅の絵画に描いて系譜を示すことは、全国的にも珍しく貴重なものでございます。

次に、史跡につきまして、吉野川市川島町の川島廃寺跡でございます。

本物件は、吉野川市教育委員会の発掘調査により、県内で初めて仏像の頭髪に当たる「螺髪」が発見されたほか、出土した瓦や土器から、7世紀後半から10世紀にかけて寺院

が存在したことが判明いたしました。遺跡の全体規模の解明は、今後の発掘調査の成果によって明らかになりますが、本県の古代寺院の構造を知る上で学術的価値が高いものでございます。

今回の指定によりまして、県指定絵画は30件、史跡は27件となります。

県教育委員会といたしましては、引き続き、県指定文化財の適切な保存、活用に努めてまいります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

眞貝委員長

以上で、説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

黒崎委員

先週の土曜日に阿南市加茂町で加茂宮ノ前遺跡の現地説明会があるということで、実際に行って、どんな遺跡なのか見てきました。那賀川の川筋は、どこを掘ってもあんな遺跡が出るのかなと思うぐらい、ざくざくといろんなものが出てきていたという印象がありました。恐らく、昔から何代にもわたって、あそこに住居があったんだろうなど。一つの遺跡から柱の跡が何本も不規則に出てくるので、恐らく重層して、上に積み重なって遺跡ができたんだろうという感じがいたしました。

もちろん、鳴門板野古墳群もそうです。徳島県は、やっぱり歴史が古いというか、至るところに、川筋にそういった人間が住んだ跡であったり、文化を感じさせるようなものであったり、そんなものが次から次へ出てきて、そんなところかなと思いました。

今日も川島廃寺跡が資料で出てきています。幸福の科学さんの建設予定地から出てきたということで、それぞれいろんな価値があるんだろうと思います。

そんな中で、たくさん遺跡が出てくる徳島県であるんですけど、それに関して何点か質問したいと考えております。

まず、鳴門板野古墳群が国指定の史跡に指定されたということでございます。指定されるに当たっては、徳島県の協力を得て鳴門市教育委員会が中心になってやってきたということなんだと思うんですが、指定された意味合いと、国がなぜ指定したのか、その目的についてお伺いしたいと思います。

また、国指定の史跡なので、市町村に対しては史跡の整備あるいは運営などで、国のどういった支援が得られるのかということも併せてお聞きしたいと思います。

草野教育文化課長

ただいま黒崎委員より、今回の鳴門板野古墳群の国の指定の意味合い、また支援という御質問でございます。

今年6月の文教厚生委員会でも御報告させていただきました、鳴門板野古墳群でございます。国の指定を受けまして、平成16年から鳴門市、それからもちろん徳島県も協力して発掘調査を進めまして、時間がかかりましたけれども、実際の手続としましては平成28年1月に、これは史跡にふさわしいという意見具申を鳴門市教育委員会から文部科学省にいたしまして、文部科学省の審議会の審議を経まして、この6月に答申、つまり、文化史跡にするのにふさわしいというような審議会の結論が出まして、官報告示が出ましたのは昨年10月3日でございますけれども、国の史跡になったという経緯でございます。

意味合いということでございますけれども、この鳴門板野古墳群自体は「群」でございますので、時期としましては3世紀後半、古いものは2世紀に入るものもございまして、弥生時代後期から古墳時代初期ぐらいに当たって、古墳がこの辺りでどのようにつくられてきたのか、つくっていたのかというような歴史的な経緯もはかることができるという意味で、重要であるという形の位置付けがされてございます。

指定されたらどうなるのかですけれども、文化財保護法に基づく指定でございますので、大きく分けては、保存と活用に分かれます。保存の関係ですけれども、これは例えば、指定地の中で物を建てたりする場合に現状変更の許可が必要となってくるという形の、法的な保護が図られるということでございます。土地の所有者にとっては、若干、不便なところも出てまいりますので、そういったものの代替という形で、例えば鳴門市が、その土地を買い上げるという意味でございますけれども公有化する場合に、8割の補助が出るというのがあります。また、今回は古墳群でございますので、少しきれいにとか、崩れているところを復旧する、立て看板を立てる、範囲を明確にするために境界くいを立てる等、そういったものの整備に係るものは半額の2分の1の補助がございまして。

それから、これは地方交付税、特別交付税でございますけれども、総務省は毎年、少しずつ改定しますのでゼロにはなりません、金額については、横ばいか最近、微減ぐらいですけれども、国の史跡1件につき算定基準で、その地元の市町村、今回の場合は鳴門市に、直近の金額で102万円が入ってくるというものでございます。

そのほかにも、今回、鳴門市がシンポジウムをするというような形で調査官が鳴門市に助言、また講演に来てもらったりとか、そういった財政面、法的以外の助力といったものも当然、得られるというものでございます。

黒崎委員

公有化されるのに8割、復旧に半額の補助があるんですね。それと交付税の措置もあるということでございますので、かなりしっかりと財政的に補助が頂けるということでございます。

そんな中で、鳴門市も活用という面でシンポジウムをやると。しっかりと県も一緒になって、この活用について議論を進めていただきたいと思いますと思うんですが、もう一つ、我々が考えておかないといけないのは、こういった史跡であったり、遺跡であったりを教育の現場でどのように生かしていくのかということなんです。今回、阿南市のほうでも若杉山遺跡、加茂宮ノ前遺跡、深瀬遺跡を、もちろん阿南市が主体で、国指定の史跡を目指してい

かれるんだろうと想像はしているんです。遺跡がたくさん出てきておりますので、是非ともこういったことを教育の現場で生かすことをお考えいただきたい。小・中学校は、それなりに地域のことを教わることはあると思うんですけど、高校生は、社会人や大学生になったりして地域を、ふるさとを離れてしまいます。高等学校の教育の中で、地域の歴史あるいは文化であったり、そういったものを教えるようなことは、今なされているのか。なされているとすれば、どんな形でなされているのかも伺いたいと思います。

草野教育文化課長

ただいま黒崎委員より、学校現場で、やはり教育として生かしていく方法、その取組についての御質問でございます。

ほかの都道府県ですと、文化財保護だけ独立している課が多かったり、生涯教育課の中にあたりする中で、教育文化課は、県教育委員会として、やはり教育の中に文化を持っているというのが、姿勢かと思っております。

それを実際、どのようにやっているのかということでございます。こういう指定ができたとき、また、今回、黒崎委員も御出席いただきました、実際に発掘調査をして出てきたものを披露する場である、現地説明会をやってございます。出てきたものは埋めてしまったり、また今回のものは那賀川の堤防の工事でございますので、堤防ができてしまえば当然もう見えなくなるというものでございますので、現地を見ていただくといった取組を、学校の方も含めて周知をして、なるべく見ていただきやすいような現行に努めているところでございます。

また、「あわ文化テキストブック」という形で学んでいただけるようなテキストをつくってございます。実際に学校現場で、テキストをつくったので使ってくださいと言っても、なかなか学校の先生は忙しかったり、授業案をつくるのも手間でございますので、実際の児童の指導略案といったものをつくりながら、学校の先生に使っていただきやすいような取組もさせていただいています。今年度、昨年度ぐらいの話ですので、最近ようやくそれも力を入れ始めたということでございます。こういったものも、やっていきたいと思っております。

それぞれの学校の中で、やはり、社会、また歴史も含めて、総合学習の時間もそうだけれども、地域の歴史を知るといったものは、大体どの段階でもやっているものでございますので、その中で扱っていただけるような支援といったものも併せて努めてまいりたいと思っております。

黒崎委員

最近、力を入れ始めたということでございますので、今から期待をしたらいいのかなとは思いますが。また、最近、力を入れ始めたせいかわかりませんが、この間、阿南市加茂宮ノ前遺跡にお邪魔したときに、随分と駐車場から離れている場所ですけど、私の年齢ぐらいの前後の方から、社会人、大学生、下が中学生ぐらいの方がおいでになりました。いろんな方が長い距離を歩いて、その遺跡までたどり着いて受付をされておしま

した。それを見て、非常に関心が高いのかなと、そんな感じがいたしました。恐らく、鳴門市でシンポジウムをやった後も、そういった現象が現われてくるんだろうと思います。社会が関心を持つということと、多感な年代の方が地域のそういった文化を通して誇りを持つということは、両方とも大変大事なことだと思いますので、最近始めたというだけでなく、途切れのないように続けていただきたいと思います。

徳島県というところは、ちょっと掘ったら出てくるような場所なんですかね。今のところ、次から次にいろんな遺跡が出てきておりますので、是非ともそういうのを市民の活動、ボランティアのお力もお借りして地域の活性化に役立つような形に、あるいはふるさと思う子供たちも、都会には出たけれどもやっぱり文化、伝統のある徳島県に帰ってきたいと思えるきっかけをつくるような教育を是非途切れなく続けていただきたいと思います。

この間、埋蔵文化財総合センターに行ったときに、センターの上に鳴門市の大代古墳のレプリカを置いてありました。そこには、遺体が横たわっていた頭の部分に水銀朱の跡を残してあるとおっしゃっていました。水銀朱という話をすれば、阿南市の若杉山遺跡の水銀朱が鳴門市で古代にそういったつながりがあって使われたのか、あるいは鳴門市で使われた水銀朱はまた違うところから来たのか。考えを広げていくと、次から次にそういったような連鎖というか、つながりが、ますます皆さんの頭の中にもそういった考えが浮かんでくると思うんです。そういったことについては、これから研究が始まってくるので、その結果を見るということになってくるのでしょうが、加茂宮ノ前遺跡は、全部、埋め込んでしまうらしいのですが、素人ですからそんなことが可能なのかなのか、ぱっとあの部分を切り取った形でどこかに保存できないのかと。そうしていただいたら非常にわかりやすいような形で保存ができるじゃないかなと。お金もかかることなのでどうなのかという議論もあるかもしれませんが、そういった後に残る形で、何か今の技術を使ってできないものかと思うところがあるんですが、いかがでしょうか。

草野教育文化課長

ただいま黒崎委員より、阿南市にございます「朱」の関連遺跡、加茂宮ノ前遺跡の保存についての御質問でございます。

先ほど委員からの、那賀川の辺りは、何でこんなにいっぱいあるのかという御質問ですが、古代の方も住居に関しては基本的に我々の考えと同じでございます。高い所よりも水に近いほうが住みやすいということがあり、平地が少ない所は、どうしても平地の所に人が集まりやすいということでございます。

この保存でございますけれども、今回、加茂の堤防の工事ということがございます。遺跡としては、記録としてやはり残して行って、ここにそういうものがあつたと。当然、周囲の方の安全といったものも考慮しながら、総合的に判断されるものでございますので、あそこをそのまま現地でということとはなかなか難しいことかと思えます。

それを、どのような形で再現していくのかということについては、お金もかかることでございますので、そのあたりは阿南市とも相談しながらというところでございますけれども、どういった形で、より現場と言いますか、そこにある価値を共有、残していけるのか

といったものについては、知恵を絞ってまいりたいと思っております。

黒崎委員

経済的な裏付けも要ることですから、なかなか無理は申せませんが、一度行ったら、やっぱりそのまま埋め戻すのはもったいないという気持ちが、我々素人の中にも、めらめらと湧いてきます。何とか、大代古墳のように切り取った形で残せたらという思いがございます。後世の方にも臨場感たっぷりに体験いただけると思っていますので、何とかそういった方向も是非ともお考えいただきたいと思うし、また教育の中で途切れなくふるさとの文化、歴史を伝えていくような教育をしっかりとやっていただきたい。

何度も言いますが、最近、力を入れ始めたばかりなのでということなので、是非とも、更に力を入れていただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

井川委員

去年だったかに、徳島商業高校の子供たちが、まんじゅうみたいなのを外国でつくってという話をテレビで見っていたんですけど、今年2月22日の新聞記事にカンボジアの教育青少年スポーツ省の長官が徳島商業高校に来て、カンボジア日本友好学園との交流について生徒から説明を受けたと。あと、1月20日には教育長もカンボジアに行って、JICAプロジェクトの一環として、カンボジアの学校支援のための食品加工工場の起工式に出席されたという話も聞きました。

徳島商業高校は、よく頑張っているなど。新聞にもよく出ているし、いろいろ取組をやっているというのは私も聞いているんですけど、余り具体的なことがよくわからないもので、教えていただきたいと思っております。

また、カンボジア日本友好学園が、いかなるものかということも教えていただきたいし、ちょっと内容を教えていただけないかと思っております。

和田グローバル人材育成担当室長

井川委員から、徳島商業高校とカンボジア日本友好学園との交流についての御質問がありました。経緯も含めて御説明させていただきます。

平成23年3月に発生し、大変大きな被害をもたらしました東日本大震災の影響で、日本の発展途上国に対する支援が減少したこともありまして、カンボジア国内に日本のNPO法人の支援により設立されました、カンボジア日本友好学園より徳島商業高校に対し、これまで寄附に頼ってきたため学園の運営に今大きな支障が出ており、そのために支援をお願いしたい、また、商業教育を行うためのノウハウの提供について、協力の依頼があったところです。

それで、平成24年の後半におきまして、両校の生徒で商品開発のプロジェクトを開始いたしました。平成25年の12月からはJICAの「草の根技術協力事業」を活用いたしまして、NPO法人とも連携し、両校で商品開発に取り組むとともに、マーケティング調査や試食販売、またイベント販売での交流を実施してきたところです。

これまでの取組を更に発展させるために、昨年に再度、JICA事業に応募いたしました。その結果、昨年7月に事業採択をされております。今後3年間はその事業を生かし、共同開発した商品を市場に流通させることができるように量産体制を整えまして、学園の安定した運営と地域活性化や地域産業の発展につなげることにいたしております。

カンボジア日本友好学園の現状でございますが、カンボジア日本友好学園はカンボジアの活動家によりまして、主に日本の民間団体からの寄附で平成10年に開校いたしております。開校時の生徒数は140名程度でありましたが、現在は1,400名を超える、州の教育を支える教育機関の一つとなっております。

生徒数の急増もございまして、国の補助金だけではなかなか学校の運営や維持管理が非常に困難な状況になってきておりまして、駐輪場を教室とするなど、校舎の不足、また教員数の不足もございまして、学校の財政状況の改善が急務という状況でございます。

井川委員

最近、徳島商業高校は、野球もサッカーも振るわない中で、素晴らしい取組だと思っ
ているんです。JICAが事業採択したということで、この事業採択というのは、どうい
うことなんでしょうか。つくった商品を売れるということなんですか。カンボジアでも売れ
るし、日本でも売れるというようなことですか。もうちょっと教えてください。

和田グローバル人材育成担当室長

このJICAの事業に関しましては、国際協力の意志のある地方公共団体、またNGO
や大学、また公益法人等の団体による、開発途上国の人々の生活改善や生計向上に直接役
に立つ分野における事業について、JICAが提案を募集したものです。

それにつきまして、県と徳島商業高校、またNPO法人の雪花菜工房が連携して行う、
カンボジア日本友好学園の運営自立を目的とした事業を提案し、採択されたものでござい
ます。

井川委員

よくわかったような、わからないような。つくって、仮に事業化して売れたのは、カン
ボジア日本友好学園の資金に役立っているということなんですね。とにかく、おもしろい
取組をやっていると思いますし、大いに頑張ってくださいと思います。

成果として、どういうことが考えられるか教えてください。

和田グローバル人材育成担当室長

まず、国を超えて高校生が共同で商品開発を行い販売に至ったことが、大きな成果と思
われます。また、先ほども申しましたように、カンボジア日本友好学園では教員の不足と
いうのが大きな課題になっておりますが、徳島商業高校の生徒からは、一昨年には販売収
益の3,000ドルを寄附いたしまして、学園の教員3名の雇用に至ったところでありま
す。今年度につきましては、その3名の給与補助のために販売収益の3,000ドルを更に寄附い

たしまして、教員不足の解消の一助にもなっているところです。

徳島商業高校の生徒自身もこの交流におきまして、国際理解や国際協力を学ぶとともに、国際ビジネスについても学びを得たところです。

両校につきましては、一昨年、平成27年の12月でございますが、これまでの交流が実りまして、姉妹校協定を締結いたしました。

桂高校・キャリア教育担当室長

ただいまの回答を少し補足させていただきます。

カンボジア日本友好学園と共同で開発した商品は、現地の特産品であるカボチャを活用した蒸しまんじゅう、それからマンゴーアイス、ヤシ砂糖アイスです。これらは、フェアトレード商品として販売に至っておりまして、正にエシカル消費の取組を展開しているところでもあります。

井川委員

とにかく楽しいというのか、子供も国際的な感覚ができるし、いろいろ教育的にもいいと思うし、商業ですからビジネス面もいろいろ学んでいただけたら特にいいと思うんですけど、今後どんなふうにもっていくんですか。いつまでするのか、どう広げていくのか、子供も3年生で卒業して次々とかわるし、あとどういうふうにもっていくのか、教育委員会として考えがあったら教えてください。

和田グローバル人材育成担当室長

昨年の7月に採択されたJICAの第2フェーズの事業でございますが、平成31年9月末までの3年間の事業となっております。この中で、共同開発商品を通じ、カンボジア日本友好学園の支援を行うとともに、地域産業の活性化でありますとか、現在、建設しております生産加工場が本格的稼働に乗った後については、現地の方の雇用創出につなげていきたいと思っております。

また、徳島商業高校とカンボジア日本友好学園につきましては、先ほど申しましたように、姉妹校締結を行っておりますので、このJICAの事業が終了いたしました後につきましても、その交流を通じて何らかの支援ができると考えているところです。

井川委員

事業としては、3年間で1回終わって、後は、友好というか姉妹校協定をしているから、何かは続けていくという形ですか。そうしたら、ずっと続けていただいて、もっと輪を広げていただけるように頑張りたい。

基本的なことですけど、子供たちは、徳島県が行ったり向こうが来たりしているのですか。その場合、旅費等はどのようにしているのですか。

和田グローバル人材育成担当室長

相互交流につきましては、これまで、徳島商業高校から現地生徒に対する指導等で8回訪問をしているところです。また、カンボジア日本友好学園からは3回来県いたしまして、高校生が企画運営するイベントに参加したり、関係する生徒や製造現場等の視察もしております。その経費につきましては、このJICA事業の中でできるものについては、それを活用しております。

井川委員

JICAの事業内で、負担してくれているんですね。素晴らしい取組ですね。県としても、しっかりと力を入れて継続していけるよう、お力添えを頂きたいと思えます。

もう一つなんですけど、一般質問のときに、地方創生を学校教育にも取り入れたらどうかと質問させていただきました。そのとき知事がおっしゃったのには、徳島創生若者絆プロジェクトというものをつくって取り組んでいきたいという御答弁を頂いたところであります。

やっぱり地方創生は、若いときから言っていないと身に入っていないというか、そういうところもありまして、進学するのを徳島県でとか、就職は徳島県でと、ここまでは言わないけど、極力、郷土愛を持って、帰れるときがあったら徳島県に帰ってきてもらいたい、同じ徳島県を支えてもらいたいという気持ちは、やっぱり根本的に持っていたきたいというところが、あるんです。

こういう地方創生に向けた高校生の授業というか、何か取組というのは、今どこかでやっているところがあったら教えていただけたらと思えます。

後藤学校教育課長

井川委員から、学校での、特に高校での地方創生に関する取組状況はどうかという御質問でございます。県立高校におきましては、スーパーオンリーワンハイスクール事業などにより地域の課題を解決し、地域を活性化させる取組が行われております。

例えば、つるぎ高校におきましては、工業科と商業科が連携して地域の特産物であるみまからトウガラシを効率的に栽培する方法を研究し、みまからを使った商品開発を行うとともに、台湾で販売実習を行うなど、グローバルな視点で地域の活性化を図る取組を行っております。阿南工業高校では、放置竹林の解消を図るために地域のNPOと協力して竹を活用した防災用品や、かまどなどを開発して、その普及に努めております。普通科高校でもいろいろな地域の課題を解決する政策提言などを作成して、特に内閣府が主催している、地方創生政策アイデアコンテストに応募する学校などもあります。

また、小学校や中学校におきましても、地元の商店街や商工会の協力を得て、地域の特産物を活用した商品開発を行い、商店街の空き店舗で販売するなど、起業体験を実施している学校もございます。

井川委員

地域の特産品を使ったりして、いい取組をなさっていただいております。やっぱり究極

は、この人口減に、どう歯止めをかけるかにあると思うんです。だから、やっぱり子供自身にどうやったら、この徳島県の人口というか、自分の町の人口は、将来に向けてどうやって歯止めをかけられるのだろうかとか、考えてもらわないといけないと思うんです。とにかく、私の案ですけど、年に1時間か2時間でもいいんです。アクティブラーニングとかあるけど、そんなようなグループで、どうやったらこの町がよくなるかとか、人口を減らないようにするかとか、そんなのを考え出すような時間をちょっとでもつくっていただきたい。それで、町長さん、教育長さん、知事さんとかから、賞状1枚でいいから賞を渡して、研究発表会みたいなのをやっていけたらと思います。小学校からするのがいいかもわからないけど、中学生、高校生ぐらいは、そういう機会をつくって、徳島県を守るためにというか、特に郷土愛というか、要するに日本を愛するということにつながってくるとし、やっぱりこういうことをつくっていかないといけないと思うので、できたらそういう時間もとってもらえたらとか、いろんな企画をやってもらえないかと思います。最後ですから、教育長から一言、頂けませんか。

美馬教育長

ただいま井川委員から、地方創生に関する学校での取組の中で、例えばグループでも、そういった話合いをして、その発表をするような場を設けてはどうかという御提案を頂きました。

確かに現在、高校現場においては特にそうですけれども、キャリア教育、それからまた主権者教育等がこれから非常に重要になってきている局面でございます。また、昨年度策定いたしました徳島教育大綱も地方創生ということが、まず、その根底にあるというふうに考えております。

そういった意味で、今の御提案もひとつ、どのような形がいいのかどうか、教育委員会のほうでも考えてみて、特に学校のほうで、子供たちが自分たちの徳島県又は市町村をどうやっていくのかということを考える機会というのは、非常に大事なことで考えておりますので、何らかのそういった機会を創出することについては、検討してみたいと考えております。

井川委員

非常に大切なことと思いますので、是非ともよろしく願いいたします。

川端委員

私からも、エシカルについて、お尋ねしたいと思います。

我が県では地方創生の、いわゆる消費者庁の徳島県への移転というのに大変力を入れております。その一つのシンボリックな内容として、エシカルというのが出てきております。今のお話を聞いておりますと、正にこのエシカルを義務教育の場で広げていく一つの機会ではないかと感じました。

そこで、教育委員会としては、今、我が県が押し進めようとしております、消費者庁の

徳島移転について、徳島県ではエシカルを前面に押し出していこうというふうなことです。そのエシカルという言葉が義務教育あたりから浸透させていくというふうなことができればいいのかなと、私は思っております。

教育委員会としては、そういった賢い消費と言いますか、三方良しと言います、買って良し、売って良し、世間良しと、近江商人の心に通ずるんだというふうなことで、飯泉知事はエシカルを我が県の消費者行政の目玉に据えようとしております。昔、ボランティアという言葉は何のことかと言っていたのが、今やもうボランティアといえば全ての人ほとんどわかりますよね。無償の貢献をするというふうなことで、恐らくエシカルという言葉も、そのうちそんなふうになるんだと思うんですが、それには徳島県の小さい子供さんから、エシカルと言ったらこういうことだというふうにしていく必要があるのではないかと思います。教育委員会として、このエシカルというふうなことを教育の場でこれからのようにしていこうと考えているのか御答弁いただきたいと思っております。

桂高校・キャリア教育担当室長

今、委員からエシカルにつきまして、御質問を頂きました。

エシカルという言葉につきましては、倫理的であるとか道徳的という意味でありまして、エシカル消費となりますと、環境に配慮した商品でありますとか社会貢献につながる商品を選択する消費活動のことです。

高等学校におきましては、エシカル消費に先駆的に取り組む高校をリーディングスクールとして指定しまして、エシカル商品の開発でありますとか安全安心を提供するエシカルカフェの展開を図って地域に発信していこうと考えております。また、今後3年間で全ての公立高校でエシカルクラブというものを結成することを考えております。

そういう取組から地域へ発信するということから始めたいと思っております。その情報発信によりまして、委員がおっしゃいますような小学校とか、そういう子供さん方にも認識を広めていきたいと考えております。

川端委員

教育の一つの指針というのは、まず国でつくられるんですよね。それに沿って、各都道府県はそれを発展させていって、一部のことはできるんだと思うんですが、このエシカルというふうな概念を義務教育の場で徳島県独自でやろうとして、何か妨げがありますでしょうか。国の一つの基準の中で、義務教育の中で教育するのであれば、まずは教育大綱みたいなもので義務付けられて、それからでない駄目ですよとか、何かあるんでしょうか。そのあたり、わかれば教えていただきたいと思っております。

後藤学校教育課長

エシカル消費という言葉は、最近出てきた言葉なんですけれども、やはりその目標とする、例えば環境に配慮した消費とか社会貢献につながる消費というのは、やはり、ふだんの教科、教育の中でも取り扱われているものだと思います。例えば、小学校の段階でも生

活科とか家庭科とか社会科の中でそういうふうに環境のことについて考えましようとか、それから、やはり国際的な感覚でいろいろ大きな視野で消費を考えていくというふうなことは、児童生徒の発達段階に応じて教科教育の中でも取り扱われておりますので、やはりそういう内容をエシカル消費につながる項目という視点で捉え直して、学校教育の中で重点的に行っていくということによってエシカル消費という意識を広げていけるのではないかと考えております。

川端委員

やはり、象徴的なこのエシカルという言葉を広めることがまずは大事かなと思うんです。ただ、義務教育の場で、まだ全国的にはそんなに使われていないような言葉を、徳島県が子供たちの間でもエシカルをしっかりと広めていくというのは、できるのかできないのか。そういうのを広めていくべきだと思っておりますが、検討いただいて、義務教育の場でもエシカルの理解を進めるといえることができるのであれば、是非、取り組んでいただきたいと要望して、この件については終わりたいと思います。

それと、実は、学校現場でのスクールカウンセラーの活動実態について、これまで私は、大変興味を持って関心を持って見てきておるわけでございます。と言いますのも、私もある小学校の学校医ということで、定期的に健康診断にも訪問したり、また、学校の教務の先生方と色々なお話をする中で、先生方も最近、大変ストレスの多い状況です。場合によっては、たくさんのカリキュラムが次々と教育委員会のほうから打ち出されて、それを研修して身に付けていかなければならないという、先生方の教員としての資質を上げるための様々な取組が重荷になっておるのではないかと、最近ではモンスターペアレンツという言葉もあるようですけれども、何かすればすぐに来て、ああだこうだと言って先生方に難しい質問を投げ掛けたりするような親もいるというふうなことを聞いたり、学校現場の先生方は本当に受難の状況ではないかと思うんです。

そういった先生方の心の悩みを吸収し、また、それをアドバイスしてくれるという職種、スクールカウンセラーという心理士の資格を持った方が、学校現場に非常勤で配置されていると聞いております。まず、このスクールカウンセラーの徳島県の配置状況と、そこに上がってくる相談の件数が、このところ大体こんなふうに大きく増えていると、先生が大変な状況なんだということがわかるような、そういうふうな数字について教えていただきたいと思っております。

前田いじめ問題等対策室長

ただいま川端委員より、スクールカウンセラーの相談状況についての御質問がございました。

スクールカウンセラーの業務といたしましては、当然、児童生徒の心のケア、教職員のカウンセリング能力の向上ということが本分と言いますか、中心となってくるところでございますが、ここ数年、相談件数は1万6,000件から1万7,000件あたりとなっております。

また、昨年度で限定いたしますと、1万6,852件の相談をスクールカウンセラーが対応しておりますけれども、そのうち7,704件が教職員からの相談ということで、冒頭おっしゃってございました教職員の部分でございますけれども、文部科学省の定義にもスクールカウンセラーは生徒指導上のストレスを感じている教員に対してのアドバイス、あるいはコンサルテーションを行ったりすることができるというようなことも示されております。

現状の配置でございますけれども、県内の公立小中学校及び県立学校において70校を拠点校といたしまして、その拠点校から201校に派遣する形で、全ての学校にスクールカウンセラーを配置している、拠点校から近隣の学校へ派遣できる体勢をとっております。

相談の内容でございますけれども、ここ数年、先ほど申し上げましたが、教職員の相談が全体の50%近くになっております。平成26年度は7,982件、昨年度が7,704件、大体45%から46%。児童生徒からの相談につきましては、平成26年度が6,371件、平成27年度が6,345件、36%あるいは38%。保護者からの相談が3,000件前後ということで、20%ということになっております。

毎年、比較的、傾向は同じような形で推移しておりますけれども、相談内容といたしましては、不登校に関するものが昨年度は4,000件を超えております。そのほか、発達障がいでありますとか、友人関係というようなことについての相談ということになっております。

川端委員

現場は大変こういった不登校でありましたり、いじめであったり、そういうふうなことで苦勞されているということが相談件数を見ても感じとれるわけでございます。

スクールカウンセラーというのは、心理学を専攻されて資格を持った方ですね。そういう方の採用というのは、やっぱり限度があると思うんです。今後、これからも恐らく保護者の相談も深刻なものが多くなるというふうにも感じておりますし、これから徳島県としては心の相談について、先生方の精神的な負担をどのようにフォローしてあげるか、緩和させるかというふうなことについては、何か計画がございましたら教えていただきたいと思っております。

日関福利厚生課長

教員の心のケアについて御質問を頂きました。

学校現場では教員と児童生徒の人格的な触れ合いを通じて教育が行われるものことから、教員が心の健康を保持し意欲的にやりがいを持って教育に携わることは大変重要なことと認識いたしております。そのため教育委員会といたしましては、公立学校共済組合など関係団体等と連携し、徳島県教職員心の健康づくり計画に基づき、体系的に事業を実施しておるところでございます。

まず、1次予防といたしましては、教職員や管理職向けの各種予防セミナーや各学校に専門相談員及び保健師を派遣する出前講座の実施など、いわゆる予防対策。2次予防としましては、精神科医等専門家のアドバイスが受けられる相談事業の実施など早期対応。3

次予防といたしましては、精神疾患による病気休職後の円滑な職場復帰を進めるため、復帰教員の在籍校に臨床心理士を派遣する職場復帰支援事業など、再発防止対策を体系的に実施いたしております。

また、今年度から実施いたしておりますストレスチェックにより、個人への気付きを促すとともに、その集団分析の結果から、より良い職場環境づくりにつなげてまいりたいと考えております。

今後も教員の方が安心して教育活動に専念して、その能力を十分に発揮できるよう、心身の健康管理対策の更なる充実に努めてまいりたいと考えております。

川端委員

配置する場合に、非常勤で配置をする場合と、組織として常勤に採用する場合があるかと思えますけれども、現在は非常勤の方で対応しているということではよろしいですか。

前田いじめ問題等対策室長

今、非常勤、それ以外の配置かというような御質問を川端委員から頂きました。

来年度からスクールカウンセラーにつきましては、先ほどの補足でございますけれども、拠点校を小中学校67校から70校に、高等学校及び特別支援学校は3校から6校へと拡充してまいります。また、今御質問がございました部分でございますけれども、新たに県立学校2校及び市町村が設置する適応指導教室1施設に、週5日常勤的にカウンセラーを配置いたしまして、定時制課程の生徒や不登校の児童生徒に対しましても相談しやすい体制づくりを進めてまいります。

保護者の方あるいは教職員も、5日間配置ということでございますので、継続して相談を受けることができるということで、このことにつきまして、モデル事業として検証もしてまいりたいと考えております。

さらに、これらの取組を確実に実行していくために、大学及び職能団体と連携を強化いたしまして、人材の確保あるいは資質の向上につきましてもカウンセラーの方、非常に熱心に研修をしていただいておりますので、学校の事例等もこちらから提示いたしまして、それぞれの喫緊の課題につきましても研修を深めていただくというような形でございます。

加えまして、スクールソーシャルワーカーにつきましてもでございますけれども、こちらにつきましても定期的な派遣を県内8か所、週1回行いまして、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを連動するような形で更に相談体制を充実させていきたいと考えております。

長池委員

今の関連ですが、こんなの聞いていいのか、スクールカウンセラーじゃなくて、先生の心の健康ということで、ある方から、今、実際先生って全員ちゃんと出勤しているのかということ聞かれました、心の問題で自宅待機になっているような先生とか、実態的にはどんな状況になっているのか教えていただけますか。

日関福利厚生課長

教職員の方の休みの状況ということで、御報告を申し上げます。

平成27年度になりますけれども、本県の教職員が7,212名いらっしゃいまして、病気休職者は74名、そのうち精神疾患による休職者は39名でございます。

長池委員

平成27年度ということで、7,000人中70人、ざっくり1%が病気も含めて休職者ということで、そのうちの約半分ぐらいが精神疾患ということになります。ですから、0.5%、200人に1人ということでございます。これを多いと見るか、少ないと見るかは私もほかの数字と比較しないとわからないんですが、そういうのをできるだけ未然に防ぐというか、なくしていくというのが今後の取組なんだろうなと思いますので、是非そのあたり、御努力いただけたらと思います。

子供たちにとって、急に先生が来なくなったりすると、やっぱり学校の現場でも、あの先生どうしたんだろうということになりまして、けがとかそんなのだったらまだしも、心の疾患となってくると子供に対する影響もあるのかなというイメージもありますので、是非、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

先生方を取り巻く環境の改善ということが最近随分言われておりますが、最近ですかに文部科学省から通達という形で、部活動に随分と先生も生徒も労力をとられている傾向があるという中で、一定の休日と言いますか定期的な休みの日を設けて、もうちょっとそれを改善しなさいという方針が出たようにお聞きしたんですが、このあたり、ちょっと詳しく、どんな方針なのか、どんなふうな内容なのかということで教えていただけたらと思います。

阿部体育学校安全課長

ただいま、教職員の部活動に対する状況に関する御質問ですが、まず、状況のほうから説明させていただきます。

昨年の12月に初めてスポーツ庁のほうから、中学校2年生の部活動の状況ということで調査の報告が出ました。決まりとして学校が週1日休養日を設けている割合は54.2%、徳島県では65.9%。決まりとしては設けていないという学校が22.4%、徳島県では20%ということで、決まりとして設けているのは徳島県のほうが多いんですが、決まりとしては設けていないという学校に関しましても、運動の総時間数を比較しますと、週1回休んでいる運動部と同じ時間ですので、特に決まった日に必ず休んでいるわけではないけれども週1回は休んでいるというような判断ができるということで、スポーツ庁のほうから見解が出ております。

それで、徳島県では平成13年に週休2日制のことを考えまして、部活動に関しましては第2日曜日を休養日として週1回休むようにということで文書を出しております。ただし、飽くまでも市町村に対するお願ひですので拘束力はございませんけれども、きちんと守っ

ている学校もございます。

今後の方針ですが、現在、文部科学省のほうでは、今年度に関しましては子供の健康面を考えて勝利至上主義にならないように子供たちの自主的な部活動の運営ができるように十分休養をとってくださいということで通知文が出ましたが、平成29年度に関しましては、国のほうが適切な部活動の休日などの調査研究を行い、平成30年3月にスポーツ庁からガイドラインが出される予定となっております。

長池委員

今の対象は、高校生、中学生、小学生、いろいろあると思うんですが、どのあたりの学年なんでしょうか。

阿部体育学校安全課長

基本的には、今言いましたパーセンテージに関しましては中学校2年生ですから、ほぼ高校生に関しましても同じぐらいのデータかというふうには考えておりますが、高校生に関しましては厳密な調査は行っておりませんので、大体各学校とも適宜、子供たちの状況に応じて休養日は設けているというふうなことで報告は受けております。

長池委員

毎日部活動をして、土日も対外的な試合があつて、休みなしでと、私も考えてみれば高校生のとき、スポーツじゃなくて音楽のほうだったんですが、学校に行かなかった日が1月1日だけというふうな感じで、あとほぼ毎日学校に行つて、かと言って別にスパルタとかそういうのじゃなくてそういう気分だったんです。学校へ行つて部活動へ行けば仲間がいるし、好きなことができるしということで、ほぼそんなことばかりしていましたが、最近、学校の先生が付いていないと部活動ができないとか、ちょっと安全面とかも含めまして昔に比べて厳しくなつておるようなイメージがあります。それに伴つて、やはり双方、子供の自由度、教員の自由度というのが制限されてきている中で、どうしてもこういうふうな配慮、休日をしっかりと指示して取るというのが必要になってきているのかと思つております。

ただ、さっきおっしゃつたんですが、勝つことを第一主義としたとか、そういうふうな先生方にもいろんなタイプがあると思うんです。こういった部活動における何を目標にすべきかとか、何を子供たちにとつていうふうな、そういった教室の中以外の部活動における指導要領とか要綱みたいなのは基本的にはあるんでしょうか。

阿部体育学校安全課長

運動部活動の指針についての御質問と思いますが、平成26年3月31日に徳島県教育委員会では、運動部活動の指導指針ということで、運動部活動の在り方でありましてとか、当然その中には体罰、暴力行為の禁止でありますとか、生徒の身体的、精神的な修養の方法でありますとか、自主性を尊重した環境の整備でありますとか、いろんな項目で運動部活動

に関しての指針という形で出させていただきます。

長池委員

勝つことを第一としては、いけないとは言ってないんですね。やはり勝つことを目的にしないと、負けたときの悔しさとか得られるものがないのかなと思っておりますが、そればかりにこだわると、というところなんだろうなと思います。

是非、平成29年度に調査ガイドラインということでございますので、その状況も見ながら私も注目していきたいと思います。思いとしては、最近よくある先生の首を絞めてしまうようなガイドラインにならないように、しっかりと現場の先生方が子供たちに、それこそ熱意をもって接することができるような指針になったらという願いでございます。

それと、ちょっと教えてほしいんですけど、13ページの生涯学習課の社会教育総務費の補正で約700万円減らして、③青少年教育費が909万5,000円減っていますよね。ちょっと聞き漏らしたので、どういった理由で、どういった内容で減らしたのか教えてください。

阿部生涯学習課長

ただいま御質問のありました青少年教育費の減額補正の分でございますが、この分につきましては市町村が主体となって行います、放課後子供教室の事業費でございます。当初、もう少し市町村において拡充していきたいと考えておりました予算をお願いしておりましたところでございますが、最終その教室の数が余り増えなかったことと、各市町村におきましてこの補助金、国と県と市町村が3分の1ずつの補助金でございますが、この補助金を活用せずに市町村単独でそういう放課後の子供の居場所づくりをされた実績もございまして、当初予定しておりました金額よりも実績が低かったということで、その分を減額補正させていただくものでございます。

長池委員

実績が低かったということは、例えば、予定していたとおりましたけれども節約できたとかいうのではなさそうですね。要は、県がこのぐらい要るだろうと高く見積もっていたのか、それとも、それこそ実施教室、実施自治体、実施学校と言うんですか、その数が思ったよりいかなかったのか、1件1件の数がそこまで必要なかったのか、そのあたりをもう1回、お願いします。

阿部生涯学習課長

実績がどのようなものであったかという御質問でございますが、当初、市町村に働き掛けまして、各小学校区で放課後子供教室の数を増やそうということで臨んでおりましたけれども、市町村で放課後子供教室としての子供の居場所づくりという実績が、数が伸びなかったということでございます。

長池委員

市町村が嫌がったんですかね。次年度、この事業がどうなっていくのか教えてください。

阿部生涯学習課長

私の答え方が悪かったと思いますが、市町村が嫌がったというわけではございませんで、この放課後子供教室と言いますか、子供の居場所づくりにつきましては、いろいろな補助金がありましたたり、各市町村で単独で御準備されているところでありましたり、児童福祉の観点からそういう居場所づくりをされているようなところもございまして、私どもの生涯学習課が所管しております放課後子供教室として申請が思ったよりも上がってこなかったということでございます。

来年度におきましては、各市町村を回りまして、この事業を推進できるように進めてまいりたいと考えております。当初予算におきましても今年度と同額でお願いしているところでございます。生涯学習課といたしましても、この放課後子供教室、子供の居場所ということで数を増やしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

長池委員

居場所づくりということは、放課後、行くところがない子供がそこに行くための場所づくりなのか、放課後の時間を使って更に教育をしていくのか、どちらなんですか。放課後児童クラブ、いわゆる学童保育との違いを教えてください。

阿部生涯学習課長

放課後児童クラブとの違いでございますが、放課後児童クラブにつきましては、各保護者のほうから申請を頂きまして、保育料と言いますか、各保護者から負担金をもらいまして、放課後の6時とか7時まで長い間、子供たちを保育するという場所でございます。

放課後子供教室につきましては、週に1回から3回と連日ではございませんで、放課後の4時から5時、長くても6時ぐらいまでの間の体験活動でありましたり、学習支援、それから各地域の方々の御協力を得まして、そういう学びの機会ということで、子供たちの放課後の過ごし方の一つとして対応しているところでございます。

長池委員

学びの場といったほうが、教育委員会としてはいいのではないかと思います。

逆に言うと、居場所づくりという意味では、ほかのいろんな団体、いろんなボランティアがやっております。私も一般質問の際に子ども会を取り上げましたが、900万円も余るのだったらいいなあと思いついておりました。常に生涯学習課と折衝しても、お金がないようなことを言われまして切ない思いをしながら、これを見ると、何だそれはというふうな気になります。別にこちらに金をよこせというのではないんですが、このあたりが、居場所づくりなのか、教育の場なのかよくわからないし、何が目的なのかわからない中で、多分、市町村も受入体制が整ってなくて、これをもっと使い切るように言って

いるのではないですよ。そうじゃなくて、本当に市町村の学校学校、現場現場に合ったような、しっかりした意見を取り入れて実施していかないと、上から下りてきたものを下に流すだけであつたら、そんなもの誰でもできます。何のための、そういった我々の存在というのをもう一度しっかり考えて、現場に合ったような、さっきも聞いたら、いろんな補助金があると言ったので、また教えてください。そんないろんな補助金があるんだつたら、こっちにも回してもらわないと。これはほかの補助金があるので、うちのが余りましたと言うんだつたら、そもそもうちのは要らんのだということではないですか。いろんな補助金があつて、うちのが余つたというんだつたら、もともと付けなくていいんだと、そういうことでしょ。

だから、やっぱり無難なところにお金を下ろして、はっきりしないところにはお金を下ろさないというのは、わからんでもないんですが、はっきりしているところにも下ろしてくれない現状があるので、このあたりもしっかり、これはもう、これ以上ここで議論すべき問題ではないんですが、是非、現場主義ということで、しっかり現場の状況を把握した上で、次年度も実施していただきたいと注文をしておきますが、いかがでしょうか。

阿部生涯学習課長

ただいま長池委員から、厳しい御指摘を頂きました。しっかりと予算の適正な執行と子供の学びの機会、それと子ども会との連携に努めてまいりたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

眞貝委員長

それでは、ここで午食のため休憩いたします。（11時56分）

眞貝委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

それでは、質疑をどうぞ。

岸本委員

今日、配付されました説明資料の減額補正の2ページ、奨学金貸付金特別会計の補正について、原因といたしますか、状況をまず聞かせていただけますか。

後藤学校教育課長

奨学金貸付金特別会計の減額補正の状況についてでございますが、年度当初3億2,192万9,000円を計上しておりましたが、実際に貸与する人数が見込みを大きく下回っておりまして、1億3,765万1,000円の減額補正をお願いすることとなりました。

当初予算のベースでは、かなり余裕を持って、最大限935名に貸し付けられるようにという予算を計上していたんですけれども、実績といたしまして、今年度は355名に貸付けを行った結果、これだけの減額補正をお願いすることとなりました。

岸本委員

そうしたら、平成29年度の予算が前年度の予算より更に大きく組まれているんですけども、935名とこの315名ということで、新入生ないしは2年、3年の新しい方が借りていると思うんですけども、新入生で更にそれだけの確保を来年度予算として見込んでいる根拠、今年度の反省があるのかないのかわかりませんが、その辺はどう考えているのですか。

後藤学校教育課長

来年度予算につきましては、昨年度に比べて、昨年度は貸出しが438名から355名に実績人数が減りましたので、来年度につきましては今年935名から830名分に減らして予算要求をさせていただいております。

岸本委員

対象人数は、ここ5年間ぐらいでどういう推移になっているかわかりますか。

後藤学校教育課長

貸与者数のピークというのは平成21年度でありましたが、そのときの貸与者の数933名がピークになっております。ですから、およそ600名ほど、3分の1ぐらいの人数に減ったということになっております。

この背景としましては、平成22年度から導入されました高校授業料無償化、また平成26年度からは奨学のための給付金等も支給されるようになりまして、生徒数の減とも相まって、このような貸与者の減につながっていると考えております。

岸本委員

年次ごとの推移はちょっとわかりませんが、それでもまた来年度は800名に貸与するということになっているんですけど。

2ページに、減額している財源内訳で、諸収入をマイナスにしていますよね。学校の収入で授業料なのか何なのかはわかりませんが、これはどういったお金に使うことができるのですか。そうした収入があるのを次年度はどこに使うのかと。例えば、諸収入を奨学金のところに充てるんですということであるならわかるんですけども。

後藤学校教育課長

諸収入につきましては、貸付けの原資というか、特別会計になっておりますので、それをまた来年度以降の貸付けの原資としていくということになっております。

岸本委員

私も聞き方が悪かったのかもわかりません。学校が得た収入というのは、どういった財源に使えるということはどうですか。

東條教育政策課長

一般会計と特別会計がございます。まず奨学金につきましては、奨学金を貸与するための特別会計でございますので、この特別会計で貸与者に奨学金を貸与するし、返してもらったものはここへ返ってくるという意味で注入という形で上がります。

だから、奨学金のためだけの会計という形で、これだけは独立した形になっております。

森本教育次長

諸収入につきましては、奨学金を貸し付けます。そうしたら、返還というのがございますので、その返還に充てられたお金ということでございます。次回、今度また新しく貸付けを申し出てくる人に対しての原資となるということでございます。

岸本委員

それでしたら、一般財源が奨学金に使われると。例えば学校で得た収入を奨学金の原資として使うであるとか、そうしたことがあって予算は高くなっているんですよということならわかるんですけども、一般会計から特別会計に予算をもらうということであるなら、830名に貸し出せると見込んでいるその根拠ですよ。平成21年度以降、段々と減ってきているにもかかわらず、なぜそんなに組んでいるのかと。

森本教育次長

先ほど課長から説明があったんですけど、平成21年がピークということでございます。これは平成20年にリーマンショックがございまして、それ以降どんどん上がっていったということでございますが、平成22年度から国のほうで授業料の就学支援制度でありましたりができましたので、借り入れる生徒数は減った状況でございます。ただ、今も申しましたように、リーマンショックのような経済的に激変する可能性も少しはあるかなということと、非常変災等で、自然災害等が起こった場合に、急激に奨学金を申し込む生徒が増えることもあるということも考えられるところでございます。

ただ、委員がおっしゃるとおり、かなり額が大きいという状況もございますので、そういう点については今後、十分精査もしながら検討を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

岸本委員

急激な社会状況の変化ということであるなら補正予算で新たに組んだらいいことですので、是非とも次回からは、どういう仕組みになっているのかも踏まえて、予算を慎重に組んでいただきたいと思います。

それでは、その奨学金の中身ですけども、今現在の滞納状況がどのようになって、どういう対応をしているということについて教えていただけますか。

後藤学校教育課長

奨学金につきましては、借りたものを最長20年間かけて返していただくという形をとっております。平成27年度末の収入未済額、未収金につきましては、1億2,000万円程度の収入未済額がありまして、かなり長期にわたって返済が滞っている方もおりますので、文書とか電話等で督促することはもちろんなんですけれども、今年度につきましては債権回収業者、いわゆるサービサーの導入を進めてまいりまして、サービサーの力も借りながら粘り強く返還していただけるように働き掛けてまいりたいと考えております。

岸本委員

一旦滞納は置いておきまして、制度のほうについては毎年変わっていつているんですか。同じですか。

後藤学校教育課長

制度のことにつきましては、希望する生徒につきましては、家計の収入の基準が一定ありまして、生活保護世帯の大体1.7倍ぐらいの家計の収入を基準にしておりまして、もちろん扶養家族が多いとか病気とか障がいを持たれる方がいるとか、そういう家庭の状況に応じて対応しております。

貸与の要件といたしましては、県内に住所を有する者の子弟であること、それから高等学校又は高等専門学校に在籍する者であること、それから経済的理由により就学が困難と認められる者であることというふうな貸与条件、要件を基準にしておりまして、申請に対して判断しております。

やはり、奨学金は貸与ですので、いずれは返していただかなければいけないということで、借りる月額につきましては、将来の負担も考えて必要な額を選べるように、県内の公立高校等に通う生徒につきましては月額1万8,000円、1万3,000円、8,000円の中から必要な額を選べるという制度を平成24年度から導入しております。それ以降はこの制度で奨学金の貸与を行っております。

岸本委員

現金支給ですか。

後藤学校教育課長

大体3か月分をまとめて、指定の口座に振り込むという形をとっております。

岸本委員

先ほど滞納の件をお聞きしましたが、滞納している方の理由はどんな理由があるんでしょうか。

後藤学校教育課長

返還につきましては、猶予の制度がありまして、例えば高校を卒業して進学している方についてはなかなか返済することはできないということで、大学とか専門学校に進学した人については届出を出したらその期間返済を猶予しています。また、就職した後にも、やはりいろんな事情で、失業したりとか病気になって働けない状況になったりとかいろんな状況で返済が難しいという場合は、届出を出していただいて返還を猶予するような制度もございます。

でも、そのような届出が出ないまま、返済が滞るという事例もありまして、いろいろ返済が難しい状況があれば届出さえしていただければそういう猶予制度もあるんですけども、届出もなく返済が滞っているということがあります。やはり理由としては経済的に困難であるとか、病気等で働けないとか、そういうふうな状況があるのではないかと考えております。

岸本委員

生徒さんのほうに奨学金を借りているという意識はあるんですか。

後藤学校教育課長

滞納が増えてまいりまして、借りの段階で、連帯保証人はもちろんですが、もう1名保証人の方を付けていただくとか、高校生が卒業する時期には、各学校の管理職のほうから奨学金を借りている生徒に対して、きちんと手続をして返還していくようにという指導を行ったりしています。やはり県の奨学金は貸与である、借りているものであるから、将来は少しずつ返していくものなんですよということは、最初の募集の段階でも周知しておりますし、また、卒業の段階で、返還の手続が始まる段階でも周知するように努めております。

岸本委員

奨学金をもらっている生徒さんで、学校経費を納めていないと言ったら言葉は悪いのかもわかりませんが、学校に授業料であったりそうしたものを納めていないという方は、奨学金を頂いている方とそうでない方とでしたら比較はどうですか。

後藤学校教育課長

詳細なデータはないんですけれども、現状で申しますと、県内の高校生の約8割の方が就学支援金という形で授業料に当たるお金を払わなくてもよく、国からの支援を得て授業料が免除されているような状況です。それに加えて、大体県内で3,000名ぐらい、各学年1,000人程度の生徒に対しては、住民税非課税の家庭等の、家庭の状況に応じまして3万円から12万円程度の就学のための給付金というのも給付されております。それでもやはり必要性のある方が県の奨学金とかを借りているというふうな状況であると思います。

どれだけ各学校で校費の滞納があるかということについては、把握しておりませんので、申し訳ございませんけれども、そういう状況です。

岸本委員

ないとは思いますが、その辺もちょっと把握していただいて、奨学金が、あつてはならないんですけど生活に使われたり、そうすることによって生徒さんは自分が払っていかなければならないということに対して意識が希薄になったりする可能性もありますので、奨学金を何かの経費に充てて対応するとか、そうした形も検討していただきたいと思います。

もちろん、進学して学生になりますから猶予期間もあるでしょうし、離職率も高いですから滞納する方も多いと思うんですけども、その辺は十分、焦げついてから第三者に回収を売却するというのではなくて、入り口の段階でもっと有効に使っていただけるようにしていただきたいと思います。

あともう一つ確認ですけども、この減額補正で教職員の方の給与が、かなり大きく補正されていますね。パーセントにすれば3%や5%なんですが、教職員の給与の予算設定の考え方は、どんな形になっているのか教えていただけますか。

儀宝教職員課長

小中高等学校、特別支援学校の教職員の給与の当初予算の考え方ですけれども、まず教職員数でございます。これにつきましては、前年度の10月1日現在の児童生徒数による教職員数をもとにしまして、次年度の見込み数を計上しております。今回、大きく減少になっておりますのは、最終的には今年度の5月1日の児童生徒数に基づきまして教職員数が確定され、そこで大きく減少したということで、予算額は減少したものでございます。

もう一つは、年度末の退職者数についてでございます。当初予算編成時には、定年退職者のみを計上しておりますが、応募認定退職、普通退職、いわゆる早期退職がございましたので、その分を減額したということです。

3点目ですけども、産前産後休暇、育児休業、また病気休暇で教職員が休みを取られるんですけども、その休んだ教職員の補充の教職員の数でございますが、その数も見込みとして入れております。今回も病気休暇や育児休業、産前産後休暇を取られた方が減少し、補充の講師の数が減少したために予算額を減額したということでございます。

主な原因としましては、その三つの要因で予算を考えております。

岸本委員

それでは、平成29年度に生徒さんの数が急激に減ってきていますよね。平成28年度に補正して使っている総額に対して、減額後の実績からしますと、平成29年度は101%の予算設定になっているんですね。それは、生徒さんが減ったということとか、平成29年度予算についての考え方はどういう根拠で請求していますか。

儀宝教職員課長

平成29年度の当初予算の考え方ですけども、やはり今年度、多くのお金が補正として減額されましたので、それも踏まえて、また、児童生徒数が減少することによる教職員数の

減少も踏まえて、今回当初予算の額を設定いたしました。額にしまして約10億円の減額をしておるところでございます。

岸本委員

いや、平成29年度の予算については、今回条例も出ましたけども、先生の数も減少するといった中で、今年度の平成28年度に減額して、実際に使ったお金より更に来年はもう少し、101%見込んでいる、増やしているというふうな、2月議会で予算案その1から、その3まで出ていますけども、その辺の考え方ですよね。増やした要因。減額したら実績数値が出ますよね。

（「今回の補正予算額と来年度当初予算との差額ですか」と言う者あり）

そう、補正後のね。結局、先生は減っていくわけでしょ。それで今回、平成28年度に使わなかったということで減額した額、例えば、今日出ました資料では小学校費で約250億8,600万円でしょ。平成29年度予算の表、持っていますか。

眞貝委員長

小休します。（13時27分）

眞貝委員長

再開します。（13時44分）

岸本委員

減額補正がなされていますが、教職員の数で当初は見込むと。様々な理由で退職されたりすることで給与がういたということですのでお尋ねしますと、平成28年度当初予算を組んだときに何人の想定だったのか。何人退職したからこの額になりましたと。そして来年度は何人の想定ですからこの額ですと教えていただけますか。

儀宝教職員課長

今年度の予算を組む際の想定の数ですけども、教職員数は8,034名でございます。定年退職者は238名のところを早期退職がございまして、その数が101名でございます。それによりまして、3億3,000万円の減額となっております。

それと、産前産後休暇、育児休業、病気休暇等の代替教員の見込数ですけども、421名を見込んでおりましたが、363名となっております、58名の減となっております。それによりまして、8,000万円の減額となっております。

そして教員の数ですけども、8,034名のところを7,773名がこの平成28年10月1日現在の現数でございまして、261名が減少しております、その金額が13億円となっております。

岸本委員

ちょっとまた更にわからんようになったんですけど、101名先生がやめてしまったと。ないしは産前産後休暇等で、約4億円弱の減額になるところを、減額の数字は大きい割にもっと、今日配られた資料によりますと小学校だけで8億円、中学校で3億円、高等学校で4億円、支援学校で3億円。今、課長がお答えいただいたのによつたら、先生が減ったので4億円ぐらゐの減額ですけど、実際に減額しているのは、この基礎割合ではないですか。ですから、ほかに理由があったのかということをお尋ねしているわけであつて、それは例えば加配を要求していますと、加配が500人おりましたとか、来年度は7,733名でしよ。今年に対して300人近く実際の先生がいらないと言っている中で、予算を今年度の消化した額より組んでいると。それは7,733人の平均給与、掛ける、イコールですかという話なんです。

儀宝教職員課長

減額の要因といたしましては、先ほど主なものを三つお話しいたしましたが、それ以外にも諸手当の実績によるもので3億円、それと共済組合費負担金利率の減に伴うもので2億7,000万円ということで、そういったものも減額若しくは考慮しております。

岸本委員

その諸手当というのは、どんな項目か中身だけ教えていただけますか。

儀宝教職員課長

諸手当の内容ですけども、通勤手当、扶養手当、超過勤務手当などでございます。

岸本委員

わかりました。足りないよりは戻すほうがいいということですけども、パーセントは低いんですけども大きなお金が入っていますので、その辺は先生の数とかいうことについては先を読めるところだと思しますので有効に、ほかに給与だけでなく旅費とかそうした部分も入っていますので、来年度の予算の編成方針にもありますように、お金が余るのであるならそうしたところに潤沢に使っていただいて、是非いい教師を輩出していただきたいと思ひます。余って返すといつたら、県の基金とか県の財政にとっては非常にいいことですけども、予算化して予算が認められているわけですから、できるだけ有効に活用していただきたい。辞めている方に給料を払う必要はないですけども、今いらっしやる先生のレベルアップのために有効に使っていただきたいと要望して終わります。

西沢副委員長

新聞を見ていまして、がくつとくる数字が出ました。海部高校の出願状況ですが、全県下の高校をずっと見ていまして、残念ながら断然トップで出願率が悪いです。ほかのところは大体悪くても80%台なのに、海部高校の普通科が84%、情報ビジネス科72%、数理科学科に至っては50%ということで、今日の新聞でこういう状況です。

何とか頑張ってもらわないといけないという思いがいたします。この理由としては何が考えられるんですか。

藤井教育創生課長

ただいま西沢副委員長から、今現在、出願しております来年度の公立高等学校の募集の関係でございます。

副委員長からお話がありましたように、海部高校では昨年度と違い、今、定員に比べて全体で30名ほど募集が足りていないというふうな状況でございます。これは、2月21日と2月22日の2日間、一般選抜の願書の受付がございまして、その願書の受付を締め切った段階でこういう状況でございまして、例年にない状況でございましたので、海部高校あるいは地元の中学校にも話を聞きに参ったところです。

この主な原因としましては、特に今年の特徴というふうなことになるかとは思いますが、まず一般選抜で願書を受け付けておりますが、その前の2月初旬に特色選抜という、部活動とか芸術活動とかいったものを中心とした選抜があったんですけれども、その段階で例年に比べて海部高校の応募がちょっと少なかったというのが一つございます。

それから、海部高校というのは、御承知のとおり、海部郡内で唯一の高校ということで非常にエリアが広いというふうなことで、海部高校のすぐ近隣の海陽中学校、宍喰中学校では多分、海部高校への進学率は非常に高いんですけれども、海部高校よりもちょっと北部のほうの地域の中学校さんの場合は、阿南市にも通学が便利ということで、阿南市の高校に通うという傾向もございます。特に今年の出願状況につきましては、その傾向が少し強かったのかなとも思っております。

また、ほとんどが海部高校に進学される宍喰中学校で、ほとんどが海部高校に応募されるんですけれども、その生徒数自身が去年より大分減っているというふうな状況もございまして、今現在こういうふうな状況になっているという認識でございます。

西沢副委員長

海部高校が変わって、海部郡内で一つになったというときに、一番最初の頃は、例えば牟岐中学校の先生方もかなり熱心に海部高校に行きなさいという話でございました。しかし、選ぶのはやはり個人なので、去年から比べたら大分傾向が、個人の考え方のほうがかなり強くなってきたのかなという気がします。当然、人口も減ってきて、これが来年、再来年、ばん回するのと言ったら、今の状態であれば、ちょっと厳しいなという感じがします。やはりこれは今までと違った別の手を打っていくということではないと。海部郡に一つ、特に県南の一つという中で、やはり近くになかったら個人個人の財政的にもかなり、こたえると。やっぱり近くでなかったら困るという方も大分おられるんですよ。だからこそ、ああいう広いエリアの中では海部高校というのは非常にあってもらわないと困るということは、多分、地元の大勢の考えだと思えます。

だから、海部高校がもっとみんなに愛されるような、是非行きたいという学校が変わってもらわなかったら、このままでは人口減少も含めて先細りというか近年かなり、きつい

ことになるんじゃないかなと思いますので、是非ともこれをゼロから考えていただいて、何をやったらいいのかと、本当に来ていただける学校なのかと、行けよと言うのではなくて行きたい学校になるのかということ、まず目指さないといけない。

例えば、ちょっと考えてみましたら、海部川の河口は三角波が立っていると全国で有名で、生見海岸もあるし、要するにサーフィンのメッカということで、全国からもう30年以上前からサーフィン好きな人がやってきて、その子供たちもお父さん、お母さんに教えられてどんどんやっていて、全国大会も優勝すると。この前の議長表彰でも地域の6年生の子供が全国優勝したということで表彰もされましたけども、本当に全国大会に優勝する子供や大人の方々がいっぱい出てきて住み着いています。特色ある学校という意味においては、ひとつサーフィン科みたいな、そんなことも目指したら、地の利ということで、波乗りという中で、いいんじゃないかなと思います。

また、防災教育も一生懸命やっています。まぜのおかで防災館もあり、海部高校自身もかなり防災のことも子供たちも熱心にやっている。

それから、海部地区、海部郡、県南というのは多分、世界一だと思いますけども、津波、地震のいろんな碑とか古文書とかいろいろ残っています。例えば、そのほかにも何々千軒というのがいっぱい残っているんですね。要するに地震でバサッと沈んで、海老ヶ池ですね。海老ヶ池の千軒と、前に町長をやっていた五軒家さんの名前の由来というのは、地震で沈んで、そこにもともと大きな町があったんですね。千軒と言わずにかなりの軒数があったのが沈んで5軒しか残らなかったということで、その名残で五軒家という前の町長の名前の由来があったり、それで浅川のほうに町が移ったということがあります。そのほかにも福良千軒と言って、牟岐と浅川の海南の間にも福良というところがありますけども、そここのところが沈んで福良千軒があつてみたり、牟岐から日和佐の間に二見千軒というのがあります。そこもバサッと地震か何かでやられたということがあります。それから由岐のほうにも由岐港というのがありますが、そこもバサッと沈んで何とか千軒と言われて、今でも底に鍋や、つぼやいろんなものが出てきています。

そういうすごい、単なる古文書とかだけではなくて、原因的にまだまだ調査したり研究したりするところもいっぱいあると思うんです。特におもしろいのが1512年に幻の津波っていうのがあるんですね。これは前に、宍喰の町の中、お寺さんのネズミの巣から発見された古文書というのがあります。それによると1512年に3,700名が宍喰地区で亡くなった詳細を書いてあります。どこでどう亡くなったというようなものがあつたりして非常に事細かに書いてあります。それが宍喰地区だけにしか地震、津波の被害がないということで、幻の津波と言われていています。

そういうふうに、あの地区というのは世界の中でもこれほどあるのかというぐらい、いろんな研究材料がいっぱいあります。そういうところにこそ津波、地震、防災科みたいなものをつくってやってみる。これは例ですけども、ここでしかできないようなものを作って、全国から集まってきて、どんどんそれを地域にも広げて行ってやるとか、地域と一緒にやるとか、サーフィンも防災もそうですね。

もう一つは、この2月の一般質問で、サバイバルのことを言わせてもらいましたけども、

そういうサバイバルもこれから本当に大切な防災の中の一つで、やらないといけないことであって、この海部郡、海部高校、まぜのおかの防災館と一緒にあって、サバイバルなんかをどんどんやっていただいで、世間に広めていってもらったらという思いもあって、防災科みたいなのもつくっていただけたらと思います。

これは例ですが、元々は海部高校を存続させないといけない。存続させるためには、ほかのまねでは駄目で、ここしかないよと。ここだからできるんだというものをくり上げてやってもらいたいと思いますけども、いかがですか。

藤井教育創生課長

まず、海部高校が地域にとって、なくてはならない高校であるということは私どもも共通の認識でございます。今、こういう募集の状況ですけれども、明日まで志願変更の受付をしまして、その後来週に一般選抜があり、月末には定員に足りていないところには第2次募集というふうなところで、今月にかけてそういう生徒さんの確保に一生懸命努めていくこととなります。最終的に生徒が募集定員を満したからそれでいいというふうなことではなくて、来年度以降もこういった状況にならないように、それには今、西沢副委員長もおっしゃったように、それぞれの高校の魅力づくりというのは、今年度この委員会の中でもいろんな御意見、御指摘を頂いたとおりで、やっぱり各高校に必要なことだろうと思います。

先ほど副委員長から、サーフィン科ですとか防災学科、あるいはサバイバル教育というふうなことで御提案も頂いたところですが、今、正直言って具体的にお答えできる状況にはございません。学科というのは、やっぱり今後の人材育成というか、どういった生徒さんを育てるといふふうな観点も必要だと思います。そういったことにつきましては、たちまち今お答えできないのですけれども、今後の魅力づくりということにつきましては、県教育委員会、それぞれの学校だけで考えることではなくて、やっぱり地元中学校、地域と一体になって、本当に魅力ある高校ということはどうあるべきかということにつきまして、そして地元の生徒さんにも希望していただけるように、あるいは地域外、県外の方からも進んで希望していただけるような高校に、どうやったらできるかということを生懸命考えてまいりたいと思っております。

西沢副委員長

もう全力で頑張ってください。

それから、先ほどサバイバルと言いましたけども、県立の図書館とか各町立、市立の図書館でも、そういうサバイバルのコーナーを設けて、できるだけ皆さんに、ちょっとでもそういう感じのことは見られるようなことを考えてほしいなと思います。これは、お願いです。それから学校なんかでも、そういうサバイバルのビデオなどを上映していただいで、できるだけ全県の子供たちにも見ていただけるようにしていただけたらと思います。

それからもう一つ、写楽の問題です。この2月の一般質問で、かなり力を入れてやってくださいよと言いました。例えば、県立美術館とか駅とかいろいろ言いましたけど、県立

図書館にも本を置いていただいたり，県立美術館のほうも写楽関係，浮世絵関係のものを常設展示していただけるようにしていただければ，それなりの大きな意味がある。それをたくさん置けとは言いませんけども，どこかで借りてきて回していくとか。非常に高いものが秘蔵っ子でお蔵に残っていると思うので，そんな写楽の絵を借りてもらったりと。そうすると，お金が余り要らずに，写楽を，また写楽関係の浮世絵ということで，浮世絵文化，江戸文化というのを広めていける，写楽は徳島県だということを広めていけるのかなと思います。これはもうお願いということで，ひとつよろしく頼みます。

眞貝委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました教育委員会関係の付託議案については，原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって，教育委員会関係の付託議案は，原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第11号，議案第17号，議案第41号，議案第42号，議案第52号，
議案第64号

次に，請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

請願第14号の2「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」を審査いたします。

本件について，理事者の説明を求めます。

美馬教育長

請願第14号の2「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」についてでございます。

「①小学校1・2・3・4・5・6年生，中学校1年生に続き，正規採用教職員を増やし，中学校2・3年生でも早急に35人学級を実現すること」につきましては，学力向上やいじめ，不登校問題への対応，さらには，特別な支援を要する子供への対応など，学校の

抱える課題が複雑・多様化する中、子供たちがこれまで以上に生き生きとした学校生活を送り、確かな学力を身に付けるためには、教員が子供と向き合う時間を確保し、一人一人に対する、きめ細やかな指導を推進していくことが重要であると考えております。

これまで本県では、国に先駆けて35人を上限とする少人数学級編制を段階的に導入してまいったところでございます。まず、学校生活に不慣れであり、以後の学校生活に対する影響が非常に大きい小学校1・2年生については、平成16年度の入学生から導入を開始いたしました。平成20年度には、複数の小学校からの入学や教科担任制への移行などにより、学習生活環境が大きく変化する中学校1年生を対象を拡大しております。その後、平成23年度から平成26年度の4年間で、小学校1年生から中学校1年生までの連続した全ての学年において少人数学級を実現することにより、きめ細やかな指導を着実に推進してまいりました。

本年度は、昨年度に引き続き、中学校2年生の全ての少人数学級編制対象校と、中学校3年生の少人数学級編制の対象校のうち、希望する学校を研究指定校とし、当学年における少人数学級編制の効果等の研究を進めているところでございます。

今後とも、少人数学級編制の成果と課題を検証するとともに、少人数指導の効果的な活用を図りながら、きめ細やかで質の高い指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

「②就学援助を拡充すること」につきましては、就学援助制度は、経済的理由によって就学が困難な小中学校の児童生徒の保護者に対して、国の補助を受けて、市町村が主体となり、学用品費や修学旅行費などの援助を行うものでございます。

平成22年度から、要保護児童生徒に対する就学援助について、新たにクラブ活動費や生徒会費などが国庫補助の対象に付け加えられております。

このことにつきましては、市町村教育委員会に対し、国からの通知を連絡しているところでございますが、今後とも、市町村が就学援助に関して適切に対応できますよう、国からの情報をしっかりと伝えてまいります。

「③特別支援学校の過大・過密を解消するために学校・学級数を増やすこと」につきましては、平成19年3月、徳島県の特別支援教育の在り方検討委員会から「盲・聾・養護学校から特別支援学校への転換と適正配置」について報告を受け、本県の特別支援学校の適正配置に取り組んでまいりました。

県北東部に知的障がいの学校を配置するため、平成19年4月に板野養護学校の障がい種別に知的障がいを附加し、また県西部、県西中央部における特別支援教育の充実に図るため、鳴島養護学校の障がい種別に肢体不自由を附加するとともに、平成22年4月には、国府養護学校池田分校を本校化し、同校に美馬分校を開校しました。さらに、県南部に病弱や知的障がいを伴う発達障がいの生徒を対象とした、みなと高等学園を平成24年4月に設置。平成26年4月には、徳島視覚支援学校と徳島聴覚支援学校を新たに併置し、両校併置のメリットを生かした専門的な教育を推進しております。

こうした取組により、平成19年度7校2分校253学級から、平成28年度9校2分校269学級と増設するなど、これまでも適切に対応してきたところでございます。

「④小・中学校の給食費無償化を国にはたらきかけること」につきましては、成長期に

ある児童生徒が、食に関する理解と適切な判断力を養い、正しい食事の在り方を体得するとともに、食事を通して好ましい人間関係を築くためには、学校給食の充実と普及を図ることは大変重要であると考えております。

また、国においても、学校給食は各学校における教育目標を実現するための重要な役割を果たすものであり、学校における食育の推進に高い教育的効果が期待できる生きた教材として、積極的な活用を進めているところです。学校給食法では、調理のための施設設備に要する経費や調理員の人件費等については、学校給食を実施している義務教育諸学校の設置者が負担し、食材費など、それ以外の学校給食に要する経費については、保護者が負担することとなっております。

また、経済的理由により就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対して、国、県及び市町村が、学校給食費を援助する制度が定められています。

県教育委員会といたしましては、今後とも、安全で安心な学校給食が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

眞貝委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「不採択」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

井川委員

今、教育長からいろいろと説明を頂きました。

①の中学校3年生まで少人数学級ということでございますが、実質できているということですね。②の就学援助につきましては、市町村ということでございまして、適切に対応しているということ。③の特別支援学校の学校・学級数でございますが、これも学校の新設や学級数を増やすなど、適切に対応できているということ。④の給食費無償化ということも、経済的に厳しい家庭には、既に制度があり緩和されているということでございます。

以上のことから、教育委員会や市町村で適切に対応いただいていることございまして、不採択でお願いいたしたいと思っております。

眞貝委員長

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、不採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

不採択とすべきもの（起立採決）

請願第14号の2

これをもって、教育委員会関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただきましたことに、委員を代表いたしまして感謝の意を表する次第であります。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望等については、それぞれ十分尊重していただき、今後の教育行政に反映されますよう強くお願い申し上げます。

終わりに当たりまして、皆様方にはますます御自愛いただきまして、それぞれの場で今後とも県勢発展のため御活躍されますよう御祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

美馬教育長

教育委員会を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。

ただ今、眞貝委員長から、御丁寧な御挨拶を賜わりまして、大変恐縮しております。

眞貝委員長、西沢副委員長をはじめ、各委員の皆様方には、この1年間の御審議を通じまして、数多くの貴重な御意見、御指導を賜りましたことに、心より感謝をいたしまして、お礼を申し上げたいと思います。

教育は今、非常に大きな転換点を迎えているというふうに、私自身、思っております。教育の形が変わり、内容が変わり、方向が変わり、そしてまたその裏には、少子高齢化の進展、グローバル化の進展、ICT化の進展等の社会状況の変化が大きいです。

こうしたもの一つ一つにしっかり対応していくとともに、しかしながら教育の中では一貫して変わらない不変の部分もございます。こういった部分もしっかりと自覚をして、これからの教育行政を進めてまいりたいと思います。

委員の皆様方から頂戴いたしました御意見、御指導をしっかりと肝に銘じて、変革に挑戦する意気込みをもって、教職員一丸となって、これからの教育に関わってまいりたいというふうに考えておりますので、今後とも引き続きの御指導、御べんたつをよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様方の御健勝並びにますますの御活躍を祈念いたしまして、私の1年間の最後のお礼、御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

眞貝委員長

以上で、本日の文教厚生委員会を閉会いたします。（14時16分）